

郵便局において提供されるユニバーサルサービスについて

- 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。(郵政民営化法第7条の2、日本郵政株式会社法第5条第1項、日本郵便株式会社法第5条)
- 「郵便局」とは、日本郵便株式会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。(日本郵便株式会社法第2条第4項)

郵便局において提供されるユニバーサルサービス

郵便窓口業務

- 1 郵便物の引受け
- 2 郵便物の交付
- 3 郵便切手等の販売

銀行窓口業務

- 1 通常貯金の受入れ
- 2 定額貯金及び定期貯金の受入れ
- 3 為替、払込み及び振替

保険窓口業務

- 1 普通終身保険及び特別終身保険の保険募集
- 2 普通養老保険及び特別養老保険の保険募集
- 3 1及び2に係る満期保険金及び生存保険金の支払請求の受理

郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等

- ・ゆうパック(小包)の引受け
 - ・預金者に対する貸付け、国債の販売、投資信託の販売
 - ・学資保険の保険募集、定期年金保険の保険募集
 - ・住民票の引渡し
- 等

郵便局において提供される金融2社の金融サービス

参考

1 銀行サービス

(*)は、銀行窓口業務(総務省告示で規定)
(太枠内を総務省令で規定)

	商品・サービス	
銀行代理業	流動性預金の受入れ	通常貯金(*)
		通常貯蓄貯金
		振替貯金
	定期性預金の受入れ	定額貯金(*)
		定期貯金(*)
		自動積立定額貯金
		財産形成定額貯金
		財産形成年金定額貯金
		財産形成住宅定額貯金
		自動積立定期貯金
		満期一括受取型定期貯金
		ゆうちょ年金定期
		ニュー福祉定期貯金
	資金の貸付け	貯金担保貸付け
		国債等担保自動貸付け
		クレジットカードを利用した貸付け
	為替取引	為替(*)
		普通為替
		定額小為替
		通常払込み
		電信払込み
		公金払込み
		自動払込み
		振替(*)
		電信振替
		自動送金
		通常現金払
		電信現金払
金融商品 仲介業		小切手払
		簡易払
		自動払出預入
		振込
		他の金融機関口座への送金
		国債の販売
		投資信託の販売

2 保険サービス

(*)は、保険窓口業務(総務省告示で規定)
(太枠内を総務省令で規定)

	商品・サービス	
保険募集	終身保険	普通終身保険(*)
		特別終身保険(*)
	養老保険	普通養老保険(*)
		特別養老保険(*)
		特定養老保険
		学資保険
	定期保険	普通定期保険
関連保険会社の 事務の代行	年金保険	定期年金保険
	保険金の支払の 請求の受理	満期保険金の支払の請求 の受理(*)
		生存保険金の支払の請求 の受理(*)
		死亡保険金の支払の請求 の受理

参考条文

○郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)

(郵政事業に係る基本的な役務の確保)

- 第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。
- 2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。

○日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)

(責務)

- 第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。
- 2 前項の「生命保険」又は「郵便局」とは、それぞれ日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第三項又は第四項に規定する生命保険又は郵便局をいう。

○日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)

(会社の目的)

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務をいう。

2 この法律において「銀行窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「銀行窓口業務契約」という。）を締結する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「関連銀行」という。）を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）として営む銀行代理業（同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

一～四 （略）

3 この法律において「保険窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「保険窓口業務契約」という。）を締結する保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社（以下「関連保険会社」という。）を所属保険会社等として営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行（同法第三条第四項第一号に掲げる保険（第五条において「生命保険」という。）に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

一～四 （略）

4 この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務

二 銀行窓口業務

三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

四 保険窓口業務

五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使

六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。

一 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

二 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

三 前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

○簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)

(定義)

第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- 一 郵便物の引受け
- 二 郵便物の交付
- 三 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条に規定する郵便切手類の販売
- 四 前三号に掲げる業務に付随する業務

○銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)

(定義等)

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2～13 (略)

14 この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

15 (略)

16 この法律において「所属銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。

○保険業法(平成七年法律第百五号)

(定義)

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

2 (略)

3 この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち第三条第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。

(免許)

第三条 (略)

2及び3 (略)

4 生命保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。）に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険（次号ハに掲げる死亡のみに係るものを除く。）

○日本郵便株式会社法施行規則(平成十九年総務省令第三十七号)

(銀行窓口業務)

第一条 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号。以下「法」という。）第二条第二項本文に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為に係る銀行代理業のうち利用者本位の簡便な方法により行われるものであって、その取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする。

- 一 流動性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れを内容とする契約の締結の代理
- 二 定期性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れを内容とする契約の締結の代理
- 三 為替取引のうち簡易な送金及び債権債務の決済の手段であるものを内容とする契約の締結の代理

2 (略)

一及び二 (略)

(保険窓口業務)

第二条 法第二条第三項本文に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる保険募集及び関連保険会社の事務の代行のうち利用者本位の簡便な方法により行われるものであって、その取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする。

- 一 終身保険（被保険者を一人とするものであって、被保険者が死亡したことにより、又は被保険者が死亡したことのほか被保険者の生存中に一定の期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。）のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集
- 二 養老保険（被保険者を一人とするものであって、被保険者の生存中に保険期間が満了し、もしくはその期間の満了前に被保険者が死亡したことにより、又はこれらの事由のほか被保険者の生存中に保険期間内の一定の期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。）のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集
- 三 前二号に規定する保険契約に係る保険金の支払の請求の受理に関する事務の代行

2 (略)

一及び二 (略)

○平成二十四年総務省告示第二百九十二号

日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）第一条第一項及び第二条第一項の規定に基づき、国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年七月三十日

総務大臣 川端 達夫

（簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務のうち国民生活に定着しているもの）

第一条 関連銀行（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する関連銀行をいう。）が郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）である場合にあっては、日本郵便株式会社法施行規則（以下「規則」という。）第一条第一項に規定する国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものは、次の各号に掲げる役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 規則第一条第一項第一号に規定する流動性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れ 郵便貯金銀行が郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号。以下「改正法」という。）の施行の日において受入れの業務を行っていた通常貯金又はこれに相当するものの受入れ
- 二 規則第一条第一項第二号に規定する定期性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れ 郵便貯金銀行が改正法の施行の日において受入れの業務を行っていた次に掲げるもの又はこれらに相当するものの受入れ
 - イ 定額貯金（自動積立定額貯金、財産形成定額貯金、財産形成年金定額貯金及び財産形成住宅定額貯金を除く。）
 - ロ 定期貯金（自動積立定期貯金、満期一括受取型定期貯金、ゆうちょ年金定期及びニュー福祉定期貯金を除く。）
- 三 規則第一条第一項第三号に規定する為替取引のうち簡易な送金及び債権債務の決済の手段であるもの 次に掲げるもの
 - イ 為替（受け入れた為替金の額を表示する証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する受取人（その指定がないときは、証書の持参人）に証書と引換えに為替金を払い渡すものをいう。）
 - ロ 払込み（預金者又は預金者でない者の払い込む金額を口座に受け入れるものをいう。）
 - ハ 振替（預金者の口座から当該預金者の指定する他の口座へ預り金の振替をするものをいう。）

(簡易に利用できる生命保険の役務のうち国民生活に定着しているもの)

第二条 関連保険会社（法第二条第三項に規定する関連保険会社をいう。）が郵便保険会社（郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）である場合にあっては、規則第二条第一項に規定する国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものは、次の各号に掲げる役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 規則第二条第一項第一号に規定する終身保険のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集 郵便保険会社が改正法の施行の日において引受けの業務を行っていた次に掲げるもの又はこれらに相当するものの保険契約に係る保険募集
 - イ 普通終身保険
 - ロ 特別終身保険
- 二 規則第二条第一項第二号に規定する養老保険のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集 郵便保険会社が改正法の施行の日において引受けの業務を行っていた次に掲げるもの又はこれらに相当するものの保険契約に係る保険募集
 - イ 普通養老保険
 - ロ 特別養老保険
- 三 規則第二条第一項第三号に規定する保険金の支払の請求の受理 次に掲げるものの支払の請求の受理
 - イ 満期保険金
 - ロ 生存保険金